船舶油濁損害賠償保障法第39条の7第3項に規定する保険者の指定について

国土交通省海事局総務課 国際・危機管理室

船舶油濁損害賠償保障法第39条の7第3項において規定する保険者として保険者が指定を希望する場合は、下記運用方針に基づいて指定をいたします。

これは、同法の運用実績を踏まえ、被害者救済の確保を図りつつ一般船舶保障契約証明書の申請者の負担を軽減するための措置です。

指定手続の詳細及びご不明な点などについては、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

注「船舶油濁損害賠償保障法第39条の7第3項に規定する保険者」: 発行する保険証券等が、我が国に入出港する外航船舶に備え置きが義務付けられる一般船舶保障契約証明書(以下「証明書」という)に相当する書面と認められる保険者。

訂

以下の1.~3.のいずれかの要件に該当する場合に指定いたします。

また、指定を受けた保険者が指定後、当該指定に係る要件に該当しなくなった場合又は保険者の資力及び信用に係る法令(外国の法令も含む。)の重大な違反に対する処分を受けた場合には、指定の取消又は一時停止をすることがあります。

- 1. 保険業法等により金融庁等から免許等を受けている保険者
- 2. 国際 P I グループ加盟 (プール協定を締結していること) の保険者
- 3. 以下の(1)~(8)のいずれにも該当する外国保険者
 - (1)保険者の所在国政府主管当局が日本国政府からの求めに応じて当該保険者に対して適切な措置を促すことを、日本国政府が確認できること。
 - (2) 法規制内容の理解・遵守について保険者から誓約書の提出があること。
 - (3) 保険者について200件以上の証明書交付実績があること。
 - (4) 保険者についてPI保険業務の実績が5年以上あること。
 - (5) 保険者が加入船舶に対する保険契約書類の提出の求めに随時応ずること。
 - (6) 保険者が最新の加入船舶リストを年2回(保険契約更新時及び9月)提出すること。
 - (7) 保険者が所在国の会計年度における最新の財務諸表を提出すること。
 - (8) 保険者が日本における保険金・保証金の支払いに係る業務を行う者を維持すること。

○連絡先

国土交通省海事局総務課国際・危機管理室

電 話 03-5253-8616 FAX 03-5253-1642